

令和3年第6回川西町 議会臨時会会議録

令和3年11月30日 火曜日 午前9時30分開議

議長 鈴木幸廣 副議長 伊藤寿郎

出席議員（13名）

1番 井上晃一君	2番 遠藤明子君
3番 渡部秀一君	4番 寒河江司君
5番 吉村徹君	6番 島貫偕君
7番 伊藤進君	8番 神村建二君
9番 橋本欣一君	10番 淀秀夫君
11番 高橋輝行君	13番 伊藤寿郎君
14番 鈴木幸廣君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町長 原田俊二君	副町長 山口俊昭君
教育長 小野庄士君	総務課長 大滝治則君
安全安心課長 後藤哲雄君	財政課長 坂野成昭君
まちづくり課長 針生富雄君	政策推進課長 遠藤準一君
住民課長 近祐子君	福祉介護課長 原田智和君
健康子育て課長 金子征美君	産業振興課長 井上憲也君
農地林務課長・農業委員会事務局長 内谷新悟君	地域整備課長 奥村正隆君
会計管理者・税務会計課長 有坂強志君	教育文化課長 安部博之君
農業委員会会長 大沼藤一君	監査委員 島貫憲明君

財 政 主 幹 中 山 宗 隆 君

事務局職員出席者

議会事務局長 緒 形 信 彦

事務局長補佐 大 友 勝 治

主 査 高 橋 利 幸

議 事 日 程 (第 1 号)

令和3年11月30日 火曜日 午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第59号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認に
ついて

日程第 4 議第60号 川西町個人情報保護条例及び川西町個人番号の利用及び特定個人情報
の提供に関する条例の一部を改正する条例の設定について

本日の会議に付した事件

日程第4まで議事日程のとおり

追加日程第1 選第3号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第6回川西町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

11番高橋輝行君、1番井上晃一君、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午前 9時36分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時56分)

◎産業厚生常任委員会委員長の互選の結果報告

○議長 休憩中の産業厚生常任委員会の結果について通知がありましたので、報告いたします。

初めに、高橋輝行委員長の委員長辞任の申出により協議が行われ、許可されました。

次に、委員長の互選が行われ、産業厚生常任委員会委員長には寒河江 司君が互選されました。

ここで休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午前 9時57分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

◎議会運営委員会副委員長の互選の結果報告

○議長 休憩中の議会運営委員会の結果について通知がありましたので、報告いたします。

初めに、寒河江 司副委員長の副委員長辞任の申出により協議が行われ、許可されました。

次に、副委員長の互選が行われ、議会運営委員会副委員長には高橋輝行君が互選されました。

ここで休憩いたします。

再開時刻は予鈴をもってお知らせいたします。

(午前10時11分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

◎予算特別委員会委員長の互選の結果報告

○議長 休憩中の予算特別委員会の結果について通知がありましたので、報告いたします。

初めに、寒河江 司予算特別委員会委員長より委員長辞任の申出があり、協議が行われ、許可されました。

次に、委員長の互選が行われ、高橋輝行君が委員長に互選されました。

◎日程の追加

○議長 次に、休憩中、寒河江 司君から置賜広域病院企業団議会議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、置賜広域病院企業団議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、置賜広域病院企業団議会議員の選挙を追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、議案等配付のため、暫時休憩いたします。

(午前10時42分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時43分)

◎選第3号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙

○議長 追加日程第1、選第3号 置賜広域病院企業団議会議員の選挙、これを議題といたします。

本案は、欠員となりました置賜広域病院企業団議会議員1名を、置賜広域病院企業団規約第5条の規定により選挙するものであります。

選挙の方法につきましては、川西町議会運用例第4章第2項の規定により、指名推選の方法で行います。また、指名推選の方法につきましては、同運用例第4章第4項の規定により、直ちに本職より指名推選いたします。

置賜広域病院企業団議会議員に高橋輝行君を指名推選いたします。

お諮りいたします。ただいま本職より指名推選申し上げた高橋輝行君を置賜広域病院企業団議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、高橋輝行君を置賜広域病院企業団議会議員の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま当選人に決定されました高橋輝行君が議場におられますので、川西町議会会議規則第33条第2項並びに川西町議会運用例第4章第9項の規定により、当選の告知をいたします。

◎議第59号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について

○議長 日程第3、議第59号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本議会で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第59号 令和3年度川西町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めするため、提案申し上げるものであります。

内容につきまして、坂野財政課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、議第59号についてご説明申し上げます。

令和3年度川西町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度川西町一般会計補正予算(第5号)を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるとでございます。

本日付提出、町長名でございます。

1枚めくっていただきまして、専第4号 令和3年度川西町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分する。

令和3年10月15日、町長名でございます。

続いて、もう一枚めくっていただきまして、補正予算書でございます。

令和3年度川西町一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度川西町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億858万2,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

令和3年10月15日、町長名でございます。

内容についてであります。先に第2表のほうからご説明申し上げます。

補正予算書の3ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正。

追加案件として1件ございます。

事項、令和3年産米価下落対策資金利子補給でございます。

期間については令和4年度、1年のみでございます。

限度額ですが、令和3年度の融資残額の年0.75%以内の割合で計算した額が限度額となります。

続いて、第1表の内容についてであります。別紙の資料でご説明申し上げますので、A4判縦の左上に議第59号資料と書いてある概要、こちらをご覧ください。

令和3年度川西町一般会計補正予算（第5号）の概要。

1、歳出であります。1、補助費等といたしまして、補正額10万1,000円の増額であります。補正の主な内容ですが、令和3年産米価下落対策資金利子補給補助金として支出をするものでございます。

続いて、2、歳入であります。ナンバー1、県支出金、補正額が6万6,000円の増額であります。補正の主な内容は、災害・経営安定対策資金県補助金として受けるものでございます。

続いて、ナンバー2、繰入金、補正額3万5,000円の増額でございます。補正の主な内容は、財政調整基金繰入金、これは財源調整のために財政調整基金から取崩しを行い、繰入れするものでございます。

歳入合計の補正額が10万1,000円となります。

なお、この事業の内容であります。米価下落に対応して、農家経営の維持・安定のために必要な運転資金として、県・市町村・融資機関が連携して取り組む事業であります。基準金利1.5%と設定をいたしまして、このうちの半分0.75%分を県と町で利子補給を行い、残りを融資機関が金利を引下げして、実質無利子とする貸付制度であります。

なお、今回の補正後の財政調整基金残高、表の下に記載しておりますが、2億9,310万9,000円となります。これによって、令和3年度標準財政規模に占める割合は4.4%となります。

説明は以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

◎議第60号 川西町個人情報保護条例及び川西町個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
の設定について

○議長 日程第4、議第60号 川西町個人情報保護条例及び川西町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の設定について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西

町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て委員会付託を省略し、本議会で直ちに審議をいただくことといたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第60号 川西町個人情報保護条例及び川西町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご提案申し上げます。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い、本条例を改正する必要があるため提案するものであります。

内容につきまして、大滝総務課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 大滝総務課長。

○総務課長 命によりまして、議第60号についてご説明申し上げます。

川西町個人情報保護条例及び川西町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものであります。

令和3年11月30日付、町長名でございます。

それでは、改正内容につきましては別紙の概要書でご説明いたしますので、ご覧願いたいと思います。

1の改正理由につきましては、提案理由と同様でありまして、法改正に伴う条例の改正となっております。

なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律につきましては、概要書では「番号法」と言い換えさせていただいております。

2の改正内容につきましては、番号法第19条第3号の次に1号が追加される改正が行われたことにより、当該条項を引用する各条例について改正を行うものであります。

各条例の改正につきましては、概要書の裏面に新旧対照表を載せておりますので、そちらをご覧いただきたいと思います。

表の左側につきましては、改正前、現行の内容となっております。右側が、改正後の条文になります。また、改正箇所につきましては、アンダーラインを引いている部分となります。

初めに、上段の川西町個人情報保護条例につきましては、第20条第3項にあります「番号法第19条第7号」を「番号法第19条第8号」に改めますとともに、「同条第8号」を「同条第9号」に改めるものであります。

次に、下段になりますが、川西町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例につきましては、第1条と第5条にあります「番号法第19条第10号」を「番号法第19条第11号」に改めるものであります。

どちらの条例につきましても、番号法19条第3号の次に1号が追加され、4号以降が1号ずつ繰り下がったことに伴い、条例で番号法を引用する条文を改めるものであります。

なお、番号法で追加された内容につきましては、従業員本人の同意があった場合における転職時の事業者間での特定個人情報の提供を可能とするものでありますので、町の条例には影響しない内容であります。

次に、3の施行期日等につきましては、概要書の表面に戻りますけれども、公布の日から施行し、令和3年9月1日から適用するものであります。

以上でご説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 これをもって、令和3年第6回川西町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前11時00分)